

問 9 農業や畜産・養蚕・水産業の労働者は36協定を結べないのですか？

農業または畜産・養蚕・水産業に従事する労働者には、1週40時間・1日8時間をはじめとする労働時間・休日に関する規定は適用されず、法定労働時間という考え方そのものがなく、したがって36協定を結ばなくても1週40時間・1日8時間を超えて労働させることができます。対象となる事業は次の2つです（労基法第41条第1号）。

- ① 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業（労基法別表第1第6号）のうち林業を除く事業
- ② 動物の飼育または水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕または水産の事業（労基法別表第1第7号）

ただし、農業や畜産・養蚕・水産業であっても、使用者は、就業規則で始業・終業の時刻や休憩時間、休日、休暇に関することを定めなければなりません（労基法第89条）。また、就業規則に所定労働時間外労働の定めがなければ、所定労働時間を超えて労働させることはできません。労働協約は就業規則に優先される（労基法第92条）ことから、私たちは、労働協約のなかで、実質的に36協定と同じ内容を定めることで、不払い残業を撲滅し、超過労働に歯止めをかけましょう。

非現業の公務員には労働協約を結ぶ権利は認められていません（国公法第108条の5第2項、地公法第55条第2項）が、農業や畜産・養蚕・水産業であっても、勤務時間法や条例（地公法第24条第6項）で定める労働時間が適用されることは、改めて言うまでもありません。